

北九州市森林整備計画

自 令和 4年 4月 1日
計画期間
至 令和14年 3月31日

福 岡 県

北九州市

R 4 . 3 策 定

はじめに

森林は、木材生産機能や水源の涵養^{かん}、山地災害の防止、CO₂吸収による地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、暮らしや地球環境の保全に大きく貢献している。

近年、豪雨や台風などによる自然災害が激甚化しており、防災対策の面から森林の役割が見直されている。本市の森林は、住宅地の背後に広がっているため、森林が有する山地災害の防止機能を高度に発揮できるよう健全な森林の育成を図ることが重要である。

さて、本市の森林については、大半が40年生以上に生長し、木材生産に適した林齢に達している。しかし、森林所有者の約7割は経営規模が1ha未満の小規模であることや、森林において国土調査が未了で所有者の特定、集約が難しいことに加え、木材価格の低迷等森林・林業を取り巻く情勢が厳しいことなどから、森林の手入れや木材生産等の林業生産活動に対する意欲が低下しており、効率的な木材生産活動が停滞している状況である。

このような中、令和4年に本市の農林水産業に関する施策の指針となる北九州市農林水産業振興計画を策定した。本市林業の振興策として、森林資源の循環利用を目指す木材生産の推進、放置竹林対策を含む健全な森林の育成などを掲げている。

また、本市は、環境未来都市に選定されている。地球温暖化防止対策の一環として、森林の公益的機能を高度に発揮させることを目的に、国県の森林環境税を活用した森林の整備に取り組むとともに、森林資源の活用の観点から木材生産の推進を図って行くものとしている。

このたび、森林法第10条の5の規定に基づき、本市の民有林を対象に、地域森林計画（遠賀川地域森林計画）に即し、北九州市農林水産業振興計画、環境未来都市の取り組みも踏まえて令和4年度から令和13年度までの10年間の北九州市森林整備計画を策定する。

この北九州市森林整備計画では、森林づくりの構想、森林施業の方法、森林の機能に応じたゾーニングと施業の方法、林道・作業道等の路網等の効率的な施業の構想等について示している。

本市林業の再生に向けて、林業関係者や行政が連携して、森林の健全な育成に努めるとともに、木材生産活動の活性化や市内産木材が市民に利用される仕組みを構築し、本市林業の再生を図っていきたい。

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
	1 森林整備の現状と課題	……P. 8
	2 森林整備の基本方針	……P.14
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	……P.17
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	……P.17
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	
	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	……P.19
	1 人工造林に関する事項	
	(1) 人工造林の対象樹種	
	(2) 人工造林の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
	2 天然更新に関する事項	
	(1) 天然更新の対象樹種	
	(2) 天然更新の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
	(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
	(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	(1) 造林の対象樹種	
	(2) 生育し得る最大の立木の本数	
	5 その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	……P.25
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の種類別の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	……P.27

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持増進森林以外の森林
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 施業の方法
 - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ……P.29
- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 ……P.30
- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ……P.32
- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - (2) 細部路網に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項 ……P.37
- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- III 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項 ……P.40
- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定

- (2) 鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 …P.40
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
 - (2) その他
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項 ……………P.42
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - (1) 森林保健施設の整備
 - (2) 立木の期待平均樹高
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項 ……………P.43
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載の内容に関する事項
 - (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
 - (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
 - (3) その他
 - 6 その他必要な事項

別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域

別表 2 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

参考資料

- (1) 人口及び就業構造
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源の現況等
- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
- (6) 市町村における林業の位置付け
- (7) 林業関係の就業状況
- (8) 林業機械等設置状況
- (9) 林産物の生産概況

付属資料

- (1) 森林整備計画概要図